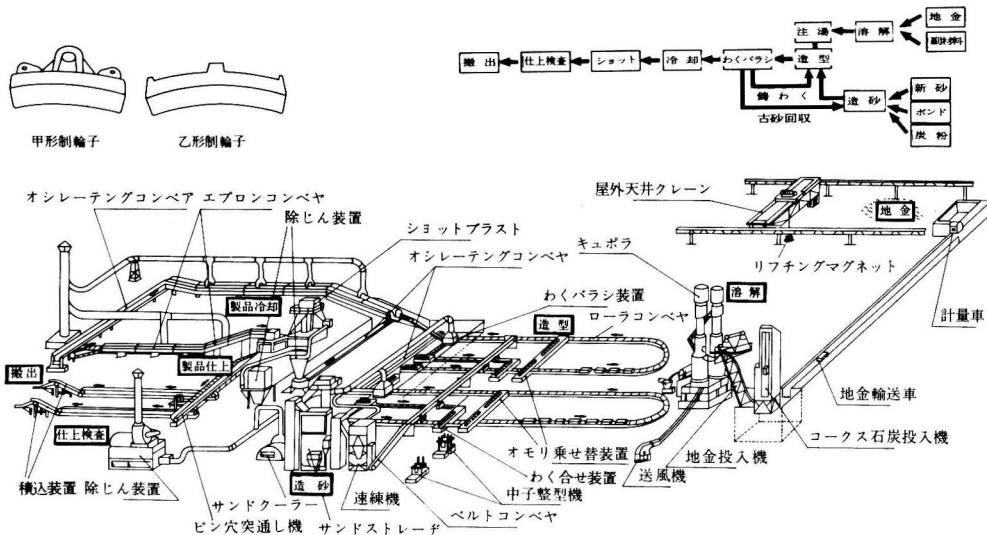


制輪子鑄造装置



された回収砂を主体にして一定量の新砂・粘結材(ボンド)・炭粉が補給されて混練され、造型機に送られる。

5 中子成形機

中子成形は、CO₂方式によるもので、中子砂に水ガラスを混合して造型し、その中に炭酸ガスを吹き込んで固める迅速成形法である。この成形機は三つのステーションよりなり、鑄型ボックスの組立て、解体ステーション・中子砂吹込みステーションおよび炭酸ガス吹込みステーションからなっている円形テーブル式の自動造型機である。(白石信治)

せきたんうんちんえんのうせいど 石炭運賃延納制度

国鉄では、昭和36・4運賃改訂を行なったが、当時、石炭鉱業については、政府および業界において合理化対策が進められているやさきであったので、運賃値上げによる石炭業界の負担増約30億円を軽減するため、運賃値上げ額の $\frac{1}{2}$ に相当する金額の延納措置が、別紙のとおり閣議決定された。

この閣議決定に基づき、国鉄では石炭運賃延納規則(昭和36・6公示第318号)を制定し、対処することとした。この規則は、石炭運賃の支払時期において、一般運賃に対し後払を認めると同様に、延納という一つの例外をなすものを、鉄道の運送条件の一つとして鉄道営業法の規定により公示したものであり、その内容は延納の性質上これに伴う諸種の条件を定めたものであるといえる。

延納制度の概要およびその後の経過は、次のとおりである。

1 延納制度の概要(昭和36・7・1から実施)

(1) 延納の取扱いの適用範囲

国鉄線内のみにおいて運送する石炭であって、山元より直接発送する石炭に限る。

(2) 石炭の種類

貨物等級表の品目番号「0101」の石炭に限る。

(3) 延納の取扱期間

延納の取扱いをする期間は、昭和39・3・31限りとする。

(4) 延納額

延納を認める運賃額は、1口ごとに計算した運賃の6.5%とする。

(5) 荷送人

延納の取扱いを受ける荷送人は、国鉄において承認した石炭鉱業者および石炭販売業者とし、**通運取扱い**により託送するものは認めない。

(6) 担保

国鉄の認める有価証券または銀行の連帯保証書。

(7) 延納の取扱額の限度

延納の取扱額は、担保価格または連帯保証書の限度額。

(8) 債権の性質の変更

延納額は、毎年3・31現在において、自動的に消費貸借による国鉄の金銭債権に切り換わる。

(9) 延納額の徴収

金銭債権となった延納額は、昭和39年度から昭和41年度までにおいて、年度ごとに12箇月の均等月賦により徴収する。月賦納入期日は、毎月末日とする。

2 その後の経過

(1) 延納額に対する利息について(昭和36・10・4から実施)

延納額に対する利息については、これを付さないよう閣議了解がなされた。

(2) 無煙粉炭に対する延納の取扱いについて(昭和36・10・4から実施)

無煙粉炭についても、関係各省の了解事項として延納の取扱いをすることとした。

(3) 担保条件の緩和(昭和36・12・21から実施)

延納額に対する担保の緩和および通算制の採用に関し閣議決定があったので、これに基づき次のような担保の軽減措置をとった。

ア 大手炭鉱(17社)に対しては、このうち1社に対し、他の全部(16社)の連帯保証書。

イ 大手炭鉱の系列下にある炭鉱業者(通産省指定)に対しては、大手炭鉱業者全部の連帯保証書。

ウ アおよびイ以外の炭鉱業者に対しては、石炭鉱業合理化臨時措置法の改正により、石炭鉱業合理化事業団の運賃保証ができるまでの暫定措置として、個人の連帯保証書(臨時措置法の改正により、昭和37・8・6から事業団の保証に切り換わった)。